

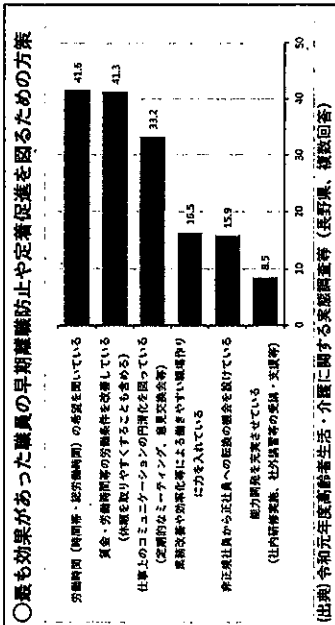
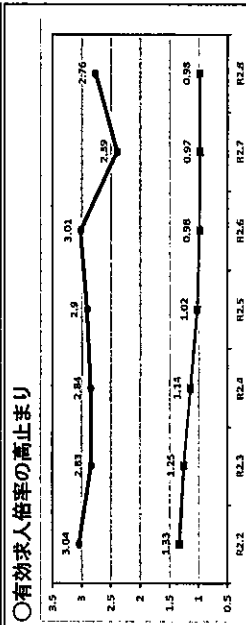
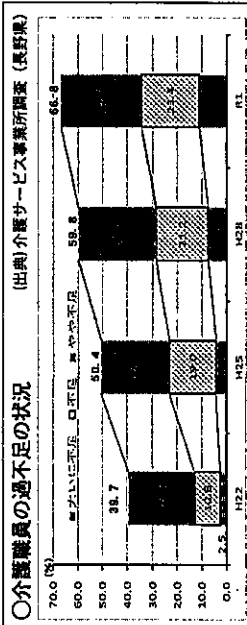
第 2 回長野県高齢者プラン策定懇話会における県提出資料（委員から依頼のあった項目）

資料 枝番	項 目	委員名	頁
1	介護人材確保の現状と今後の方向性	萱垣委員	1
2	ICT・介護ロボットの導入についての方向性	萱垣委員	1
3	認知症利用者の受け入れ体制について	萱垣委員	2
4	認知症施策に対する評価について	伝田委員	3
5	高齢者の社会参加の促進について	萱垣委員	4
6	新型コロナウイルス感染症対策に特化した福祉避難所運営マニュアル策定指針について	柳澤委員	5
7	生活支援コーディネーター、協議体の運営状況について	今井委員	6

介護人材の確保に関する現状と施策の方向性

介護人材に関する現状と課題

○介護人材の需要推計（第7期高齢者プラン）
 2025年に必要とされる介護人材の需要 44,747人
 2018年の県内介護職員数 35,662人
 →7年間で確保が必要な人数 9,085人
 =年平均1,298人>過去3年間平均増加数 541人



○新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされる人が増加し、その受け皿となり得る。
 ○人材の確保とともに、介護サービスを担う人材の質の確保・向上を図る必要がある。
 ○職員の早期離職防止や定着促進を図る必要がある。

課題

施策の方向性

1 他分野からの参入支援
 ・他分野の離職者の介護分野への就職支援

2 新規人材の確保
 ・介護福祉士資格取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付
 ・潜在的有資格者の掘り起こし
 ・若い世代に対し福祉の仕事の魅力ややりがいをPR
 ・新型コロナウイルス感染症の影響下、福祉の職場説明会を対面とともにオンラインでも実施
 ・外国人の参入促進

参入促進

働く人が増えることで、研修需要（資質・専門性向上への期待）が高まる

3 資格取得の支援
 ・従業者の資格取得のための研修費用の一部を助成
 スキルが向上することで、働き続ける動機付けになる

資質向上

4 タスク・シフティングの推進
 ・シニア層や子育て世代の入職促進

定着支援（離職防止）

5 働き方改革の推進
 ・雇用管理改善のための事業者への支援、啓発
 ・介護ロボット、ICT導入等による職員の負担軽減、イメージアップを支援
 職場環境の改善が進むことで、更なる入職につながる

具体的な事業展開

●資格取得支援+マタチャイルド
 ○信州介護人材塾・定着事業
 ・派遣就労による施設での仕事内容や雰囲気の後継者の就労と、資格取得支援等を実施

●新規人材の参入促進
 ○介護福祉士就学資金等貸付事業
 ・介護職を目指す学生に対する学費貸付
 ・離職した介護人材の後職を支援するための再就職準備金貸付
 ・福祉系高校に通い介護職を目指す学生に対する学費貸付
 ・介護分野を目指す他業種で働いていた者に対する介護離職支援金貸付

●福祉職場の魅力発信と福祉職場のマッチング支援
 ○福祉職場PR事業
 ・学校や事業所に福祉・介護サービスの意義・魅力を広く伝えるPR活動を実施
 ○福祉の職場説明会の実施
 ・求職者と事業所が直接顔を合わせる合同面接会を実施する。
 ・若者や移住者等の求職者獲得・感染対策を目的に、オンライン版説明会を追加

●外国人介護人材への支援
 ○キャリア形成訪問指導事業
 ・施設・事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行う
 ・他分野から入職した外国人を対象に介護に必要な日本語や技術の習得を支援

●資格取得支援
 ○介護職員研修受講費用の助成（新規入職者向け）
 ・実務者研修受講費用の助成（介護業務従事者向け）

●タスク・シフティング
 ○介護助手等導入によるチームケア推進事業
 ・介護助手等多様な人材を活用したサービス提供モデルや多職種連携によるチームケアの推進

●働き方改革
 ○事業者への普及啓発（基金事業）
 ・アトバイザーの派遣
 ・福祉人材確保・定着支援セミナーの開催
 ○介護ロボット・ICT導入支援事業
 ・介護事業所の生産性向上や接点機会の低減を図る

介護人材を巡る現状

認知症利用者の受け入れ体制について

保健・疾病対策課
介護支援課

1 県の主な取組

項目	実施状況												
医療体制の整備	○認知症疾患医療センターの設置 (H29: 3か所→R2: 9か所)												
	○医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院勤務職員</td> <td>H29: 656人 → R元: 803人</td> </tr> <tr> <td>かかりつけ医</td> <td>734人 → 772人</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td>102人 → 275人</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>180人 → 353人</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>254人 → 427人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	修了者数	病院勤務職員	H29: 656人 → R元: 803人	かかりつけ医	734人 → 772人	歯科医師	102人 → 275人	薬剤師	180人 → 353人	看護職員	254人 → 427人
	職種	修了者数											
	病院勤務職員	H29: 656人 → R元: 803人											
	かかりつけ医	734人 → 772人											
歯科医師	102人 → 275人												
薬剤師	180人 → 353人												
看護職員	254人 → 427人												
若年性認知症	○若年性認知症コーディネーターの設置 (H29～) 個別電話相談、支援関係者等のネットワークの構築、 本人・家族支援プログラム、本人ミーティングの開催												
市町村への支援	○市町村認知症初期集中支援・地域支援推進連携会議の開催 市町村の取組に関する発表及び情報交換の実施												

2 市町村の主な取組

項目	実施状況
認知症初期集中支援チーム	○77市町村で設置済み (H30) ○訪問延べ件数 (R元): 2,358件 (1市町村当たり30.6件) ・100件以上: 8市町村、 0件: 22町村
認知症カフェ	○62市町村で設置済み (R2.3.31現在)
見守り体制の整備	○49市町村で見守りネットワークを構築済み (R2.4.1現在) ○3村で認知症保険を導入 (R2.4.1現在)
認知症サポーター	○養成数 (R2.9.30現在): 231,621人【人口に占める割合11.1%】 ・養成数が人口に占める割合の多い市町村 南木曾町 (32.7%)、大桑村 (29.1%)、富士見町 (26.6%) ※20%以上は9市町村

3 介護職員の人材育成及び認知症の利用者向け介護サービスについて

項目	実施状況
介護職員の人材育成	○認知症介護の指導者や認知症に関する専門的知識と技術を習得するため、国の標準カリキュラムに基づく認知症介護研修を開催している。 ○実績: 2017年～2019年受講者累計 2,198名
認知症の利用者向け介護サービス	○認知症対応型通所介護事業所数 (R2.4.1現在) 114 ○認知症対応型共同生活介護事業所数 (R2.4.1現在) 260

認知症施策に対する評価について

保健・疾病対策課

1 認知症施策に関する主な取組の実施状況

名称	説明 (第7期長野県高齢者プラン「用語解説」より)	実施状況等
認知症疾患医療センター	認知症の専門医療機関として、専門医療相談、鑑別診断、入院治療等を実施し、認知症診療に関する地域の中核的な役割を担っている。	設置状況 H29：3か所→R2：9か所
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(概ね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。	77市町村で設置済み
認知症地域支援推進員	市町村ごとに地域包括支援センター、市町村等に配置し、医療機関や介護サービス等地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人	77市町村で設置済み
認知症サポーター	認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称する。認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアとして活動する。	養成数 (R2. 9. 30 現在) : 231, 621 人
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場	62市町村で設置済み (R2. 3. 31 現在)
若年性認知症コーディネーター	若年性認知症の人の自立支援に関わるネットワークの調整役を担い、若年性認知症の人や家族のニーズ把握、若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり、事業主に対する若年性認知症の人の特性や就労についての周知等、若年性認知症の人の視点に立った対策を進める人	H29 に設置 電話相談件数 (R 元) : 41 件 (うち若年性 15 件) 研修会 (R 元) : 3 回開催
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人	資料 2-7 参照

(今後導入が予定される新たな取組) ※認知症施策推進大綱より

チームオレンジ	ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み	目標：全市町村で整備
キャラバン・メイト大使	認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応募者となる認知症の人	目標：全都道府県に設置

2 各施策の評価について

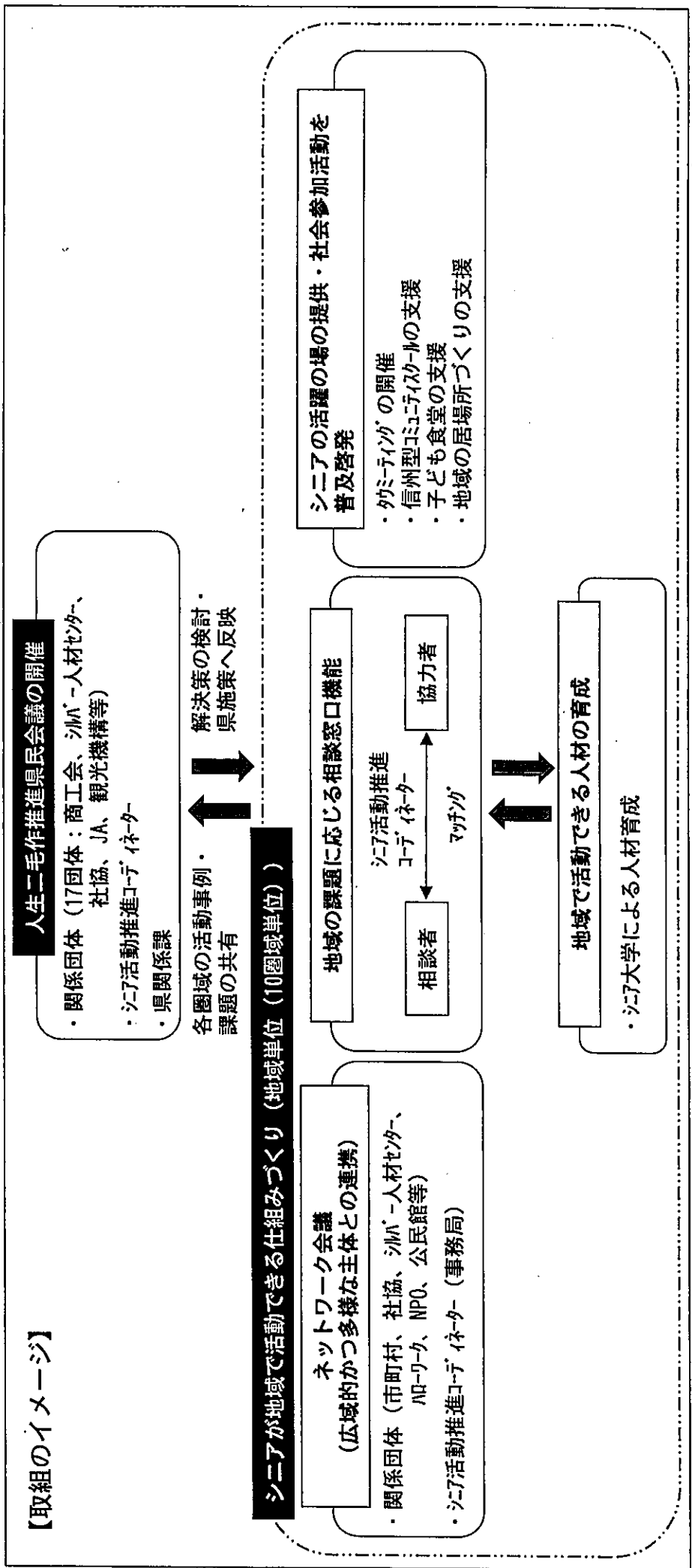
- 認知症施策推進大綱では、「認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上を図る」と記載
- 設置等の進んだ施策については機能面の評価・確認を行うとともに、質的な向上に向け、関係者間の連携の推進や情報提供、情報共有を進めてまいりたい。

高齢者の社会参加（人生二毛作社会）の促進について

しあわせ信州創造プラン2.0 重点政策「人生二毛作社会の実現」に向けて、シニア世代が、培ってきた豊富な知識と経験を社会参加や仕事で活かし、地域の担い手として元気に活躍できる人生二毛作社会を推進する。

○ 具体的な取組

- 1 人生二毛作推進県民会議の開催
シニア世代の社会参加を推進するため、関係団体と社会参加に関する情報・課題の共有や解決策の検討を行う。
- 2 シニアが地域で活動できる仕組みづくり
 - ・関係団体との連携（ネットワーク会議）や地域課題に応じる相談窓口機能の役割を担うとともに、シニアの活躍の場の提供と社会参加活動の普及啓発を行う。
 - ・地域で活動できる人材の育成
シニア大学において、地域の実情や社会参加の必要性を学び、課題に向き合い活動できる人材を育成する。



福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

健康福祉政策課

1 福祉避難所の運営指針について

- 福祉避難所については、以下の指針等を踏まえて、設置・運営を行っていただくこととしています。
 - ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年、内閣府）
 - ・ 要配慮者防災・避難マニュアル策定指針（平成 27 年、長野県）

2 新型コロナウイルス感染症対策について

- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、県で今年 7 月に「長野県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、
 - ・ 「3密」を避けるためのレイアウト
 - ・ 手洗いの徹底や、十分な換気の実施
 - ・ 発熱等の症状が表れた方への専用スペースの確保などについて、指針を示しています。
- 福祉避難所の運営に当たっても、このマニュアルを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策について対応いただくこととなります。

生活支援コーディネーター、協議体の運営状況について

介護支援課

1 生活支援体制整備事業の趣旨

地域包括ケア体制の構築に向けては、医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的な確保が求められる。また、単身高齢世帯等の増加により、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、配食や移送、ゴミ出しなど生活支援の必要性が増加している。

一方で、これまでサービスの担い手となってきた生産年齢人口の減少は今後も続いていくものと考えられ、専門職だけでなく、高齢者も含めた地域住民等、多様な担い手による生活支援サービス提供体制の充実が必要である。

2 法的位置づけ(地域支援事業包括的支援事業(社会保障充実分))

平成 27 年 4 月より地域支援事業包括的支援事業(社会保障充実分)に位置づけられる(法 115 条の 45 第 2 項)。市町村は平成 30 年 4 月までに「生活支援体制整備事業」を実施することとされ、それを活用してサービスの資源開発やネットワーク構築を行う「生活支援コーディネーター」の配置や、当該コーディネーター及びサービスの提供主体等が参画して連携強化・資源開発を行う「協議体」を設置して事業を推進することとされた。

なお、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置については、国では、平成 30 年度内までに行うこととされている。

3 市町村事業実施状況

(1) 生活支援コーディネーターの配置状況(令和 2 年 4 月現在)

第一層配置済市町村	第一層配置人数	第二層配置済市町村	第二層配置人数
73 市町村	121 名	34 市町村	171 名

(2) 協議体の設置状況(令和 2 年 4 月現在)

第一層協議体設置市町村	第二層協議体設置市町村
69 市町村	30 市町村

4 市町村生活支援体制整備に向けた長野県の支援

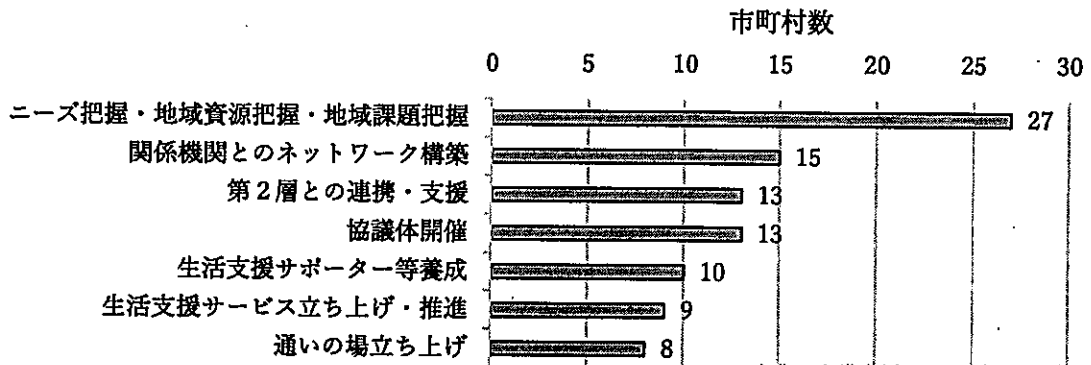
○生活支援コーディネーター研修

生活支援コーディネーターとして配置される者に地域で活動する際の参考となるよう具体的な活動方法等を伝達

○協議体推進支援研修

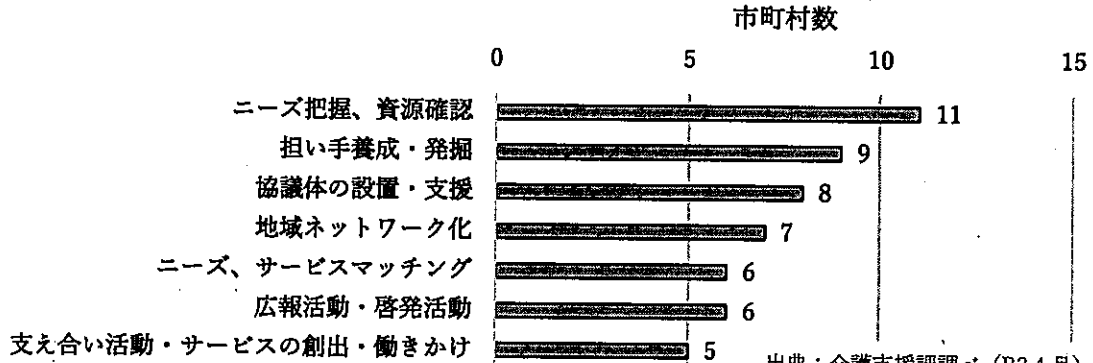
協議体が積極的に開催されることを目的に協議体における実践事例の紹介等、具体的な活動の提案を行う。

第1層生活支援コーディネーターの主な活動内容



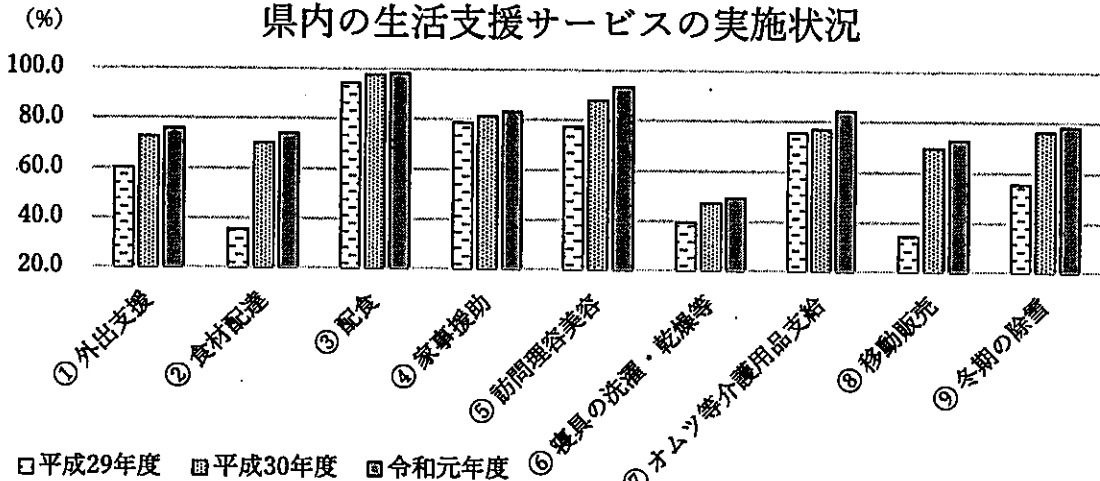
出典：介護支援課調べ（R2.4月）

第2層生活支援コーディネーターの主な活動内容



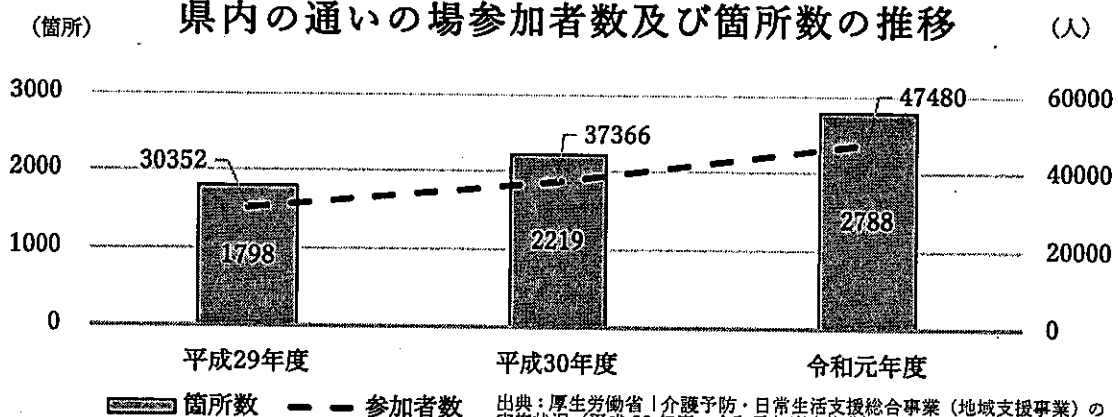
出典：介護支援課調べ（R2.4月）

県内の生活支援サービスの実施状況



出典：介護支援課「地域包括ケア構築状況可視化調査」(H29~R1)

県内の通いの場参加者数及び箇所数の推移



出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（平成29年度～令和元年度実施分）に関する調査」